

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融商品取引法	金商法
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	金融サービス提供法
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	金商業者指針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	○全般	
1	金商業等府令の改正について、契約締結前交付書面の共通記載事項として、特定仕組債の理論価格と取得価額の差額とそれによる利益相反の可能性の開示が追加されたことには一定の評価をしたいが、対象の商品を特定仕組債に限定したことは不適切と考える。 理論価格と取得価額の差額を顧客から隠すことによる利益相反の可能性は、特定仕組債に限らず国債などの他の有価証券や、さらに言えば有価証券に限らず、預金や保険商品にもあり、実際に現在もそうした利益相反が金融商品の販売現場で日々起こっているのが実情である。また対象商品を限定的に規制することによって業者側による潜脱行為を惹起しかねず、結果的にそれを監督する官庁との間で「イタチごっこ」となるおそれがある。今回の府令改正の趣旨に照らすと、利益相反の可能性がある以上、特定仕組債以外の金融商品を開示義務の対象から除外することの積極的な理由も認めにくい。 そのため、理論価格と取得価額の差額とそれによる利益相反の可能性の開示義務は、対象を特定仕組債に限定せず、幅広い金融商品を対象とすべきである。	特定仕組債は国債等と異なり、複雑な仕組みを組み込むことで外形的には高いリターンで顧客を誘引しつつ、実質的にはそのリターンに見合わないリスクを顧客が負担することに基づく利益を金融機関が得るインセンティブが生じ得ること等を踏まえ今般の改正の対象としております。 なお、今般の改正の対象となっていない商品に係る取引を行う場合であっても、誠実義務（金融サービス提供法第2条）を遵守する必要があるほか、顧客本位の業務運営の観点から、引き続き、顧客のため情報提供すべきと考える事項を顧客が理解できるよう分かりやすく提供することが望ましいと考えます。
2	重要情報シートにはすでに「利益相反の可能性」を記載する箇所がありますが、投資信託や外貨建て保険販売時にここに記載された内容を説明することで、本件（利益相反の可能性の顧客への情報提供義務）についての法定要件が満たせるという認識で間違いないでしょうか。	今般の改正では、「利益が相反するおそれがある旨」や「その理由」を情報提供すべき事項や説明すべき事項としているため、これらの事項を含めて情報提供や説明がなされる必要があると考えられます。 なお、今般の改正の対象は、特定仕組債や投資信託受益証券に係る取引や、投資一任契約の締結の代理又は媒介の行為ですが、今般の改正の対象となっていない取引を行う場合であっても、誠実義務（金融サービス提供法第2条）を遵守する必要があるほか、顧客本位の業務運営の観点から、引き続き、顧客のため情報提供すべきと考える事項を顧客が理解できるよう分かりやすく提供することが望ましいと考えます。

	○金商業等府令関係	
3	顧客が有価証券を売却しようとする場合において、当該顧客が当該金融商品取引業者等との間で当該有価証券の買付けに係る金融商品取引契約を締結したときに限り、当該顧客に対し有価証券の売付けに係る契約締結前の情報提供を行う必要はないと理解しているが、そうでないときは有価証券の売付けであっても当該顧客に対し契約締結前の情報提供を行わなければならない、当該情報提供においては金商業等府令第 83 条第 1 項第 9 号イからハまでに掲げる事項又は同項第 10 号イからハまでに掲げる事項を盛り込まなければならないか。	金商業等府令第 80 条第 1 項各号に掲げる場合に該当しない限り、金融商品取引業者等が金融商品取引契約を締結しようとするときは、当該契約が有価証券の売付けに係るものであっても、契約締結前に金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定による情報提供を行う必要があります。かかる情報提供を行う必要がある場合において、金商業等府令第 83 条第 1 項第 9 号又は第 10 号に規定する場合に該当するときは、これらの規定に掲げる事項についても情報提供を行う必要があると考えられます。
4	金商業等府令第 83 条第 1 項第 9 号ロ及び第 10 号ロ、第 117 条第 1 項第 51 号ロ及び第 52 号ロ並びに第 275 条第 1 項第 34 号ロ、第 35 号ロ及び第 36 号ロに規定する資本関係又は人的関係がない場合は、その旨（資本関係又は人的関係がない旨）に係る情報の提供又は説明をする必要はないと理解してよいか。	ご理解のとおりです。
5	金商業等府令第 83 条第 1 項第 9 号ハ及び第 10 号ハ、第 117 条第 1 項第 51 号ハ及び第 52 号ハ並びに第 275 条第 1 項第 34 号ハ、第 35 号ハ及び第 36 号ハに規定する特別の評価を行うこととしているときに該当しない場合は、その旨（当該特別の評価を行うこととしていない旨）に係る情報の提供又は説明をする必要はないと理解してよいか。	ご理解のとおりです。
6	金商業等府令第 83 条（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）に第 9 号（特定仕組債）、第 10 号（投資信託受益証券）にイロハの記載をしなければならないという改正の認識です。また、今回の改正については金商業等府令第 117 条（禁止行為）に、投資一任契約の締結の代理又は媒介する行為の際にはあらかじめイロハの説明をしなければならないと追加される改正でもある認識です。ただ、投資一任契約の締結の代理又は媒介については契約締結前交付書面（又は同等の書面）にイロハの記載を義務付ける改正でない理由はなぜでしょ	投資一任契約の代理又は媒介を行う金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれに関する情報提供については、実務の実態等を踏まえ適切に情報提供がなされるようにするとの観点から、当該金融商品取引業者等に係る禁止行為として規定することとしたものです。

	うか。すでに投資一任契約については、イロハの説明については顧客に分かりやすくなっているのか、もしくは今後の検討事項なのか。	
7	特定仕組債の定義について、金商法第2条第1項第17号に掲げる有価証券であって、同項第1号から第5号までに掲げる有価証券の性質を有するものと規定されているため、ある仕組債が日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第2条第7号に規定する店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に該当する場合であっても、当該仕組債が金商法第2条第1項第17号に掲げる有価証券であって、同項第1号から第5号までに掲げる有価証券の性質を有するものでないとき（例えば、国内の者が国内又は外国で発行する社債券）は、当該仕組債は特定仕組債に該当し得ないと理解してよい。また、例えば、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で特定仕組債と同等の経済効果を有する受益証券等であっても、特定仕組債に該当し得ないと理解してよい。	ご指摘を踏まえ、金商法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる有価証券が対象になり得るように規定を修正いたしました。 また、「外国又は外国の者の発行する証券又は証書で特定仕組債と同等の経済効果を有する受益証券等」が具体的にどのような有価証券を指すのか必ずしも明らかではありませんが、当該有価証券が金商法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号から第5号までに掲げる有価証券の性質を有するものに該当しない限り、特定仕組債には該当しないと考えられます。 なお、今般の改正の対象となっていない商品に係る取引を行う場合であっても、誠実義務（金融サービス提供法第2条）を遵守する必要があるほか、顧客本位の業務運営の観点から、引き続き、顧客のため情報提供すべきと考える事項を顧客が理解できるよう分かりやすく提供することが望ましいと考えます。
8	特定仕組債の定義からは、償還期限及び償還金額の定めがあり、かつ、償還期限の到来時における償還金額の全部又は一部の償還がされない条件が付されていない、という要素が除かれている。 フロータークーポン型順デュアル債や同逆デュアル債は、日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第2条第7号に規定する店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に該当し得ると理解しているが、償還期限（確定期限）及び償還金額（確定金額）の定めがあり、かつ、償還期限の到来時における償還金額の全部又は一部の償還がされない条件が付されていないものであることを踏まえれば、特定仕組債には該当しないと理解してよい。	ご指摘のような債券も該当し得ることとなるよう規定を修正いたしました。 なお、個別の商品が「特定仕組債」に該当するかについては個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
9	金商業等府令第83条第1項第9号イ、ロ又はハに掲げる事項が重要情報シートやその他書面に記載されている場合、当該重要情報シートやそ	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、契約締結前交付書面の記載事項の一部を記載した他の書面も含

	の他書面を含めた全体が契約締結前交付書面としての一体性を確保するような形で交付する方法とすることも妨げられないと理解してよいか。	めた全体が書面としての一体性を確保するような形で交付される場合であって、書面が全体として所定の記載方法に則したものとなっており、顧客が契約締結前交付書面の記載事項を的確に理解できるような記載内容となっているときには、通常、金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定による情報提供を行ったものと認められると考えられます。 なお、金商業等府令第 80 条第 3 項に規定する書面の記載事項は、金商法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項のうち「金融商品取引契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要」等であり、金商法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項そのものではないことにご留意いただく必要があります。
10	現在は、仕組債の商品スキーム毎に契約締結前交付書面を作成している。今般の改正後においては、同じ商品スキームであっても、組成会社等の違いによって契約締結前交付書面に記載すべき事項を変更する必要があると認識しているが、例えば、組成会社等毎に資本関係等を記載した別紙を作成した上で、当該別紙を含めた全体が契約締結前交付書面としての一体性を確保するような形で交付する方法とすることも妨げられないと理解してよいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、複数の種類の特定仕組債に係る契約締結前交付書面について、金商業等府令第 83 条第 1 項第 9 号ロに掲げる事項を除き内容が同一である場合において、組成会社等ごとに当該事項を記載した別紙を作成した上で、当該別紙を含めた全体が書面としての一体性を確保するような形で交付される場合であって、書面が全体として所定の記載方法に則したものとなっており、顧客が契約締結前交付書面の記載事項を的確に理解できるような記載内容となっているときには、通常、金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定による情報提供を行ったものと認められると考えられます。
11	金商業等府令第 83 条第 1 項第 9 号ロに規定する「特定仕組債の発行者又はその組成に係る主要な業務を行う者と当該金融商品取引業者等との間に資本関係又は人的関係がある場合」に関し、当該金融商品取引業者等が特定仕組債の発行者及びその組成に係る主要な業務を行う者である場合（すなわち、自社組成の仕組債の売買その他の取引を行う場合）はこれに該当せず、したがって同号ロに掲げる事項に係る情報を提供する必要はないと理解してよいか。	ご理解のとおりです。

12	金商業等府令第 83 条第 1 項第 9 号ロに関し、例えば、販売会社の営業部門又は内部管理部門に属する従業員が、特定仕組債の発行者（東京支店）を兼職している場合であって、当該支店が特定仕組債の発行と何ら関係がないときまでも、外形的に利益相反があるとみなされて「それにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある」「理由」として、「当該人的関係がある会社の収益となる旨」を記載する必要があるのか。 現在の重要情報シートでは、利益相反になりうる影響度合いを勘案し、各社で記載内容を判断することとされているため、同号に関しても、例えば、人的関係があったとしても、兼職者の兼務状況に照らし、利益相反が生じ得る影響度合いが少ないと判断して、「資本関係がある場合」「人的関係がある場合」の「その旨」のみを記載し、「それにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由」までは記載しなくても問題ないか。 顧客本位タスクフォース中間報告においては、利益相反の可能性の顧客への情報提供について提言されており、利益相反の状況を推定することまでの指摘はなされていないように見受けられる。	特定仕組債の販売会社の役職員が発行体の会社と職務を兼職している場合には、兼職する当該役職員が所属している支店自体が発行に関する業務を行っていないときであっても、そのような人的関係があることに基づき、当該役職員が属する金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがあると考えられます。したがって、人的関係がある旨だけでなく、利益が相反するおそれがある旨及びその理由を記載する必要があると考えられます。
13	金商業等府令第 83 条第 1 項第 9 号ロ、第 117 条第 1 項第 51 号ロ及び第 275 条第 1 項第 34 号ロに規定するその組成に係る主要な業務を行う者について、具体的にどのような業務に従事している者が該当するのか。また、例えば計算代理人等の単に事務を受託する事業者はこれに該当しないと理解してよいのか。	「その組成に係る主要な業務を行う者」は、例えば、当該特定仕組債の設計等を行ういわゆるアレンジャーの役割を担う者を想定しており、単に事務を受託する事業者はこれに該当しないものと考えられます。
14	金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号ロ及び第 275 条第 1 項第 35 号ロに規定する資本関係又は人的関係に変更が生じた場合であっても、投資信託受益証券に関しては、交付目論見書や目論見書補完書面の定期的な改訂タイミングなどで更新することで差し支えないか。	「資本関係」や「人的関係」に変更があった後に、金商法第 37 条の 3 第 1 項・金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号の規定による情報提供や、金商法第 66 条の 14・金商業等府令第 275 条第 1 項第 35 号の規定による説明が必要になるときは、今般の改正により情報提供や説明が求められる事項が含まれている必要があると考えられます。
15	規制を課されるのは投資信託受益証券のみであり、投資証券と外国投資証券は規制適用外であ	今般の改正は、販売会社が組成会社等から手数料等を受領することとなる取引であること等を

	る理由をお尋ねしたい。金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号ロ、ハは投資証券や外国投資証券でも発生しうると思慮。	考慮して、その対象となる取引を決めたものです。 なお、今般の改正の対象となっていない取引を行う場合であっても、誠実義務（金融サービス提供法第 2 条）を遵守する必要があるほか、顧客本位の業務運営の観点から、引き続き、顧客のため情報提供すべきと考える事項を顧客が理解できるよう分かりやすく提供することが望ましいと考えます。
16	金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号ロでいう資本関係とは、親法人等・子法人等（金商法第 31 条の 4 第 3 項）または関係外国法人等（金商業等府令第 126 条第 3 号）を、人的関係とは取締役の派遣/受入を言うとの理解か。	「資本関係」がある場合とは、投資信託受益証券の発行者が金融商品取引業者等の親法人等（金商業等府令第 1 条第 3 項第 14 号）、子法人等（金商業等府令第 1 条第 3 項第 16 号）又は関係外国法人等（金商業等府令第 126 条第 3 号）に該当する場合をいうと考えられます。「人的関係」がある場合とは、ご質問のような場合を含め、合理的と認められる一定の時点において役職員が兼職等している場合をいうと考えられます。
17	金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号にも用いられる「有価証券の売買その他の取引」の定義は、引き続き、旧証券取引法第 1 条等を受け継ぎ、募集、私募及び売出しなどの取扱いを含む概念という他の金商法上の読み取り方と同じ理解で相違ないか。	ご理解のとおりです。
18	登録金融機関が特定仕組債に関する金融商品仲介行為を行う場合は、金商業等府令第 117 条第 1 項第 51 号の規定により説明義務が課される一方で、登録金融機関が投資信託受益証券の売買その他の取引を行う場合は、金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号の規定により金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定による情報提供義務が課されると理解している。 そのため、例えば、登録金融機関が特定仕組債の売買の媒介を行う場合は、金商業等府令第 117 条第 1 項第 51 号の規定により説明義務が課されるが、投資信託受益証券の売買の媒介を行う場合であって、当該登録金融機関が金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定による情報提供義務を負わないとき（すなわち、同項に規定する「金融商品取引契約を締結しようとするとき」に該当しないと	ご質問の「投資信託受益証券の売買の媒介を行う場合であって、当該登録金融機関が金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定による情報提供義務を負わないとき」が具体的にどのような場合を指すのか必ずしも明らかではありませんが、登録金融機関が投資信託受益証券の売買の媒介を行う場合に、今般の改正で義務付けられる情報提供を行う必要があるかどうかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 なお、今般の改正においては、登録金融機関の行う行為に応じて適切な規定を設けることとしております。

	き)は、今般の情報提供義務の対象とされていないと理解してよいか。 また、かかる理解でよい場合、実質的に同一の行為に対して今般の情報提供義務の対象となるか否かを異ならせるのは何故か。	
19	施行後、顧客と金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号に規定する投資信託受益証券の売買その他の取引を行う場合は、金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定により当該顧客に対して同号イからハまでに掲げる事項を情報提供する必要があるが、金商業等府令第 80 条第 1 項第 2 号において、契約締結前の情報提供を要しない場合として、金商法第 15 条第 2 項第 2 号に掲げる場合（すなわち、目論見書の交付を受けないことについて同意がある場合）が規定されていることから、改正の施行後に新たに当該場合に該当する顧客はもとより、施行日前から当該場合に該当している顧客に対しても、金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号イからハまでに掲げる事項を情報提供する必要はないと理解してよいか。	ご理解のとおりです。
20	金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号に規定する投資信託受益証券の売買その他の取引を行うに際し顧客に対して交付する目論見書には、現行、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 16 条第 1 号又は第 2 号の規定に基づき、手数料等を記載しなければならず、信託報酬についてもこれに記載されていると認識している。 したがって、引き続き目論見書には信託報酬に関する事項が記載されると理解しているが、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 4 号様式又は第 4 号の 2 様式の記載上の注意においては、手数料等の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができるとされている。 そのため、目論見書には信託報酬の額又は料率の上限のみが記載されることも想定されるところ、その場合には目論見書補完書面に金商業等府令第 83 条第 1 項第 9 号イに掲げる事項を記載する必要が生じ得ると考えられることから、同号イ	ご指摘を踏まえ、信託報酬の上限額や割合の上限の記載が許容されるよう規定を修正いたしました。

	に規定する「信託報酬の額又はその計算方法」について、信託報酬の額又は料率の上限額が含まれると解して差し支えないか。仮に含まれない場合には、これに含めるよう規定を修正することについてご検討いただきたい。	
21	金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号柱書について、「投資信託受益証券の売買その他の取引」には、「法第二条第八項第七号に掲げる行為に係るもの」すなわち「有価証券（委託者指図型投資信託の受益権に係る受益証券を含む）の募集又は私募」が含まれるのか否かを明確にしていきたい。	今般の改正では、製販分離のビジネスモデルに起因する利益相反の可能性の有無等を考慮し、金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号に規定のとおり、投資信託受益証券の募集又は私募に係る取引（自己募集又は自己私募）はその対象に含めないこととしております。
22	金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号イが、委託者指図型投資信託の受益権に係る受益証券の募集である場合を含むとの前提で、投資信託の交付目論見書における費用の項目において、販売会社に支弁される信託報酬率と役務内容の記載と併せて「販売会社は当該信託報酬を受領することにより当該投資信託の募集・販売において顧客との利益が相反するおそれがあります」と記載することにより、当条項の要請を満たすと理解してよいのか。	前提として、今般の改正では投資信託受益証券の募集又は私募に係る取引（自己募集又は自己私募）はその対象に含めないこととしております。 また、例えば、投資信託受益証券の募集の取扱いをする場合には、販売会社が作成する目論見書補完書面（金商法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項のうち目論見書に記載されていない事項の全てが記載されている書面をいう。以下同じ。）において、信託報酬を受領することにより利益が相反するおそれがある旨を記載することが考えられます。その場合、資本関係や人的関係があること等により利益が相反するおそれがある旨とまとめて記載することも考えられます。 交付目論見書における販売会社が受領する信託報酬率や役務内容の記載と併せて、信託報酬を受領することにより利益が相反するおそれがある旨を記載することも必ずしも妨げられるものではないと考えられますが、利益が相反するおそれがある旨を顧客がより理解することができるようにするとの観点からは、当該事項を複数の書面に記載するのではなく、販売会社が作成する目論見書補完書面において、信託報酬を受領すること等により利益が相反するおそれがある旨をまとめて記載することも考えられます。 なお、いずれの場合でも、募集の取扱いを行う販売会社は金商法第 37 条の 3 第 2 項の規定により、利益が相反するおそれがある旨等の説明が求められることにご留意いただく必要があります。

23	金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号ロが、委託者指図型投資信託の受益権に係る受益証券の募集である場合を含むとの前提で、投資信託の交付目論見書において、「委託会社と販売会社との間に資本関係又は人的関係がある場合があり、その場合には、販売会社は当該投資信託の募集・販売において顧客との利益が相反するおそれがあります」と記載することにより、当条項の要請を満たすと理解してよい。	前提として、今般の改正では投資信託受益証券の募集又は私募に係る取引（自己募集又は自己私募）はその対象に含めないこととしております。 なお、例えば、投資信託受益証券の募集の取扱いをする場合に、交付目論見書において「資本関係又は人的関係がある場合があり、その場合には、」と記載されているだけでは、顧客において、利益が相反するおそれがあるか否かを把握することができないと考えられるため、例えば、販売会社が作成する目論見書補完書面において、資本関係や人的関係がある場合には、そうした関係がある旨等を記載することが必要であると考えられます。
24	金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号ハが、委託者指図型投資信託の受益権に係る受益証券の募集である場合を含むとの前提で、本件対応の方法として、投資信託の交付目論見書において、「販売会社は当該投資信託の募集・販売を所管する部署および役職員の業務実績評価について特別の評価を行う可能性があり、その場合には、販売会社は当該投資信託の募集・販売において顧客との利益が相反するおそれがあります」と記載することにより、当条項の要請を満たすと理解してよい。	前提として、今般の改正では投資信託受益証券の募集又は私募に係る取引（自己募集又は自己私募）はその対象に含めないこととしております。 なお、例えば、投資信託受益証券の募集の取扱いをする場合に、交付目論見書において「業務実績評価について特別の評価を行う可能性があり、その場合には、」と記載されているだけでは、顧客において、利益が相反するおそれがあるか否かを把握することができないと考えられるため、例えば、販売会社が作成する目論見書補完書面において、特別の評価を行うこととしている場合には、そうした評価体系となっている旨等を記載することが必要であると考えられます。
25	投資信託の窓口販売にあたり、金商業等府令第 80 条第 1 項第 2 号等の規定に基づき、金商法第 15 条第 2 項による「目論見書の交付」時に、「目論見書に記載されていない事項の全てが記載されている書面（以下「目論見書補完書面」という。）を一体のものとして交付することによって、契約締結前交付書面の交付義務を果たす取扱いをしている。 金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号イでは、販売会社が受領する信託報酬の額又はその計算方法及び当該信託報酬を対価とする役務の内容について記載することを求めているが、同事項は既に交付目論見書の記載事項とされていることから、交付目論見書と目論見書補完書面を一体のも	ご理解のとおりです。

	のとして交付している場合には、目論見書補完書面に、改めて同事項を追加する必要は無いという認識で良いか。	
26	金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号に、投資信託の取扱いに関する契約締結前交付書面の共通記載事項として「顧客との利益相反についての情報提供」に関する規定が新設されているが、同規定により求められる前書面の追加記載事項は、金商業等府令第 80 条第 1 項第 7 号に規定する「簡潔な重要情報提供等」を行う場合に使用する、いわゆる「重要情報シート」における「当社の利益とお客様の利益が反する可能性」の項目（貴庁「重要情報シート」を作成・活用する際の手引き〈https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210512/01.pdf〉）と同水準の内容であるという認識で良いか。	金商法第 37 条の 3 第 1 項・金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号の規定により求められる記載内容については、金商業者指針Ⅳ－3－1－2 (13) をご参照ください。 なお、「重要情報シート」には、金融事業者において、顧客本位の業務運営に関する原則の趣旨・精神を咀嚼した上で、重要な情報がわかりやすく提供されるよう記載することが期待されるものであり、特定の水準の記載が一律に求められるものではないと考えられます。また、金商業等府令第 80 条第 3 項に規定する書面の記載事項は、金商法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項のうち「金融商品取引契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要」等であり、金商法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項そのものではないことにご留意いただく必要があります。
27	金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号イでは、「信託報酬」という用語が使用されていますが、販売会社が受取る事務代行手数料等も、この「信託報酬」に含まれると考えられます。この場合の「信託報酬」とは、それ自体が「信託報酬」ということではなく、その実質的源泉が「信託報酬」ということですので、「事務代行手数料」を「信託報酬」と表記すると、投資家に誤解等を与えることも懸念されますので、契約締結前交付書面に記載する際には「事務代行手数料」等の正式名称を用いるほうが、合わせて記載する役務内容との矛盾もなくなり、投資家目線的にも、その方が分かり易いと考えます。	顧客が間接的に負担することとなる費用を指し示す観点から「信託報酬」という字句を用いることとしております。 なお、「当該金融商品取引業者等が受領する信託報酬の額若しくはその上限額又はこれらの計算法」は、既に目論見書において委託会社、販売会社、受託会社などの支払先ごとに支払われる信託報酬の料率等が記載されているため、かかる記載により金商法第 37 条の 3 第 1 項・金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号の規定による情報提供が行われることになると考えておりますが、目論見書補完書面に当該事項を別途記載しようとする場合に「信託報酬（事務代行手数料）」などと記載することは妨げられないと考えられます。
28	事務代行手数料等を含む販売会社が受取る報酬は、投資信託の信託財産から直接拠出されるのではなく、運用会社（委託者指図型投資信託の場合、委託者）が信託財産から受取る管理報酬等（目論見書等に開示されている）から支払われるものです。よって、販売会社が得る報酬だけを単体で記載すると、目論見書に記載のない費用を追加で取	投資信託受益証券に関しては、実務上、目論見書と目論見書補完書面を交付する運用が多く採用されていますが（金商業等府令第 79 条第 6 項第 3 号）、今般の改正により新たに情報提供すべき事項とした「当該金融商品取引業者等が受領する信託報酬の額若しくはその上限額又はこれらの計算法」と「当該信託報酬を対価とする役務

	られているかのような誤解を投資家に与える虞があることが懸念されますので、既に目論見書等に開示されている報酬を、運用会社、販売会社等の間でどう分配しているかについて記載する方が良いのではないのでしょうか。これは、仲介業者の受取る報酬についても、同様であると考えます。	の内容」に関しては、既に目論見書において委託会社、販売会社、受託会社などの支払先ごとに支払われる信託報酬の料率やこれを対価とする役務の内容等が記載されているため、かかる記載により金商法第 37 条の 3 第 1 項・金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号の規定による情報提供が行われることになると考えております。
29	金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号イ、ロ又はハに掲げる事項が重要情報シートやその他書面に記載されている場合、当該重要情報シートやその他書面を含めた目論見書補完書面の全体が書面としての一体性を確保するような形で交付する方法とすることも妨げられないと理解してよい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、目論見書と目論見書補完書面を交付する方法により情報提供を行う際に、目論見書補完書面に記載する事項の一部を他の書面に記載した上で、目論見書と当該他の書面を含む目論見書補完書面とを一体のものとして交付する場合であって、顧客が一体のものとして交付される書面の記載事項を的確に理解できるような記載内容となっておりときには、通常、金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定による情報提供を行ったものと認められると考えられます。
30	金商業等府令第 83 条では、契約締結前交付書面の共通記載事項として今回の利益相反の可能性となりうる、信託報酬や商品組成事業者との資本関係、業績評価が追加されております。 契約締結前交付書面は現在取り扱いファンド共通の記載にしている販売金融機関も多く、特に信託報酬や商品組成事業者との資本関係を記載しようとする、ファンド個別の管理に変更する必要があります。 一方で重要情報シートはすでに利益相反の可能性として上記内容を記載しているため、こちらを顧客に提示・説明を行えば、契約締結前交付書面に利益相反の可能性についての記載をしなくても問題ないのでしょうか。	なお、金商業等府令第 80 条第 3 項に規定する書面の記載事項は、金商法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項のうち「金融商品取引契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要」等であり、金商法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項そのものではないことにご留意いただく必要があります。
31	投資信託委託会社毎に資本関係・人的関係に基づいて目論見書補完書面をそれぞれ作成することになる認識であるが（現在は全ファンド共通の目論見書補完書面を使用）、例えば、投資信託委託会社毎に資本関係等を記載した別紙や、投資信託委託会社の一覧表に資本関係等を記載した別紙を作成した上で、当該別紙を含めた目論見書補完書面の全体が書面としての一体性を確保するような形で交付する方法とすることも妨げられないと理解してよい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、目論見書と目論見書補完書面を交付する方法により情報提供を行う際に、共通の目論見書補完書面に加え、投資信託委託会社ごとに金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号ロに掲げる事項を記載した別紙や投資信託委託会社の一覧表に当該事項を記載した別紙を作成した上で、目論見書と当該別紙を含む目論見書補完書面とを一体のものとして交付する場合であって、顧客が一体のものとして交付される書面の記載事項を的確に理解できるような記載内容となっておりときには、通常、金商法第 37 条

		の 3 第 1 項の規定による情報提供を行ったものと認められると考えられます。 なお、投資信託委託会社の一覧表を元に作成した別紙を用いる場合には、現に取引の対象となっていない投資信託受益証券に係る事項が含まれることを踏まえ、顧客に対し、顧客属性に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、取引の対象となっている投資信託受益証券に係る事項の説明を行う必要があると考えられます（金商法第 37 条の 3 第 2 項）。
32	投資信託及び投資法人に関する法律第 17 条第 1 項に規定する「その変更の内容が重大なもの」について、法令適合性を維持するために行わざるを得ない投資信託約款の変更はこれに該当しないと理解している（「投資信託に関する Q & A」問 1 参照）ため、今般の改正を踏まえて約款改正を行う場合であっても、約款改正について受益者に対する何らかの対応は不要と理解してよい。	法令改正に伴い、法令適合性を維持するために行わざるを得ない投資信託約款の変更が「その変更の内容が重大なもの」にあたらないと解されるのはご理解のとおりですが、今般の改正を踏まえて実際に行われる投資信託約款の変更がこれに該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
33	金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号口及び第 275 条第 1 項第 35 号口に規定する投資信託受益証券の発行者について、国内籍投信であれば委託会社（委託者指図型の場合）又は受託会社（委託者非指図型の場合）、外国籍投信であれば管理会社（管理会社がない場合は受託会社）に関し記載すればよく、運用の再委託先や投資顧問会社を含める必要はないと理解してよい。	委託者指図型投資信託については委託者が、委託者非指図型投資信託については受託者が発行者に該当すると考えられます。外国投資信託については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
34	金商業等府令第 83 条第 1 項第 10 号口の「投資信託受益証券の発行者」とあるが、法令上の定義規程があればご教示いただきたく、無い場合例えば「金商法第 28 条第 4 項第 2 号に掲げる行為を業として行う者」と記載するべきではないか。金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 14 条においては、投資信託受益証券の発行者に関する定義は置かれていない認識である。	
35	金商業等府令第 117 条第 1 項第 52 号イについて、金融商品取引業者等が投資運用業者との契約に基づき投資一任契約の締結の代理・媒介、さらには顧客へのコンサルティングを行い、それに対して投資運用業者が顧客から受け入れた報酬の	金融商品取引業者等の取り扱っている投資一任契約と類似する経済的効果を有する他の商品等との関係において、当該投資一任契約の締結の代理又は媒介を行うインセンティブが生じ得る点に、利益が相反するおそれがあると考えられる

	中からその対価を支払う取決めをしており、かつ当該金融商品取引業者等が他の投資運用業者が提供する投資一任契約を取り扱っていないとき、投資運用業者自身が勧誘を行う場合と比較して報酬水準が著しく割高である場合を除けば、顧客との利益相反が生じ得る余地はなく、本件説明義務は課されないと理解してよいか。	ため、金商法第 38 条・金商業等府令第 117 条第 1 項第 52 号の規定による説明が必要になると考えられます。
36	金商業等府令第 117 条第 1 項第 52 号口について、投資運用業者との間に資本関係や人的関係が存在し、かつ金融商品取引業者等が他の投資運用業者が提供する投資一任契約を取り扱っていないとき、金融商品取引業者等と顧客との間で起こり得る利益相反とはどのようなものを想定しているか。	金融商品取引業者等の取り扱っている投資一任契約と類似する経済的効果を有する他の商品等との関係において、当該投資一任契約の締結の代理又は媒介を行うインセンティブが生じ得る点に、利益が相反するおそれがあると考えられます。
37	①金商業等府令第 117 条第 1 項第 51 号及び第 52 号並びに第 275 条第 1 項第 34 号から第 36 号までの規定により、これらの規定に掲げる事項を説明しないで当該規定に規定する行為を行うことが禁止されているところ、その説明の方法については規定されていないことから、口頭、書面の交付、電磁的方法による提供その他の適切な方法により説明をすることも認められると理解してよいか。 ②また、例えば、インターネットを通じて当該行為を行う場合において、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨を確認することにより説明をすることも認められると理解してよいか。 ③さらに、当該行為を行う登録金融機関又は金融商品仲介業者は、所属金融商品取引業者等が提供する画面を介して説明すべき内容を表示することにより説明をすることも認められると理解してよいか。	①について、ご理解のとおりです。 ②について、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご質問のような方法によることも妨げられないものと考えられます。 ③について、今般の改正の対象となる金融商品仲介行為を行う場合には「あらかじめ」説明を行うことが求められますが、当該説明を所属金融商品取引業者等が提供する画面を介して行うことも妨げられないと考えられます。
38	金商業等府令第 117 条第 1 項第 51 号及び第 52 号並びに第 275 条第 1 項第 34 号から第 36 号までの規定により、これらの規定に掲げる事項を説明しないで当該規定に規定する行為を行うことが禁止されているところ、これらは当該行為を行う	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、今般の改正は、「あらかじめ」説明することを求めるものであり、必ずしも当該行為を行う都度、説明が求められるものではないと考えられます。もっとも、当

	までに顧客に対してあらかじめ説明することを求めるものであって、必ずしも個別の当該行為を行う都度、当該顧客に対して説明しなければならないものではないと理解してよいか。 かかる理解でよい場合、例えば、ある特定の商品に関して当該顧客に対して当該行為を行うに当たって、過去に（例えば、当初契約時又は一年以内に）当該顧客に対して説明をしており、当該規定に掲げる事項に変更がないときは、必ずしも再度の説明は必要ではないと理解してよいか。	初契約時に説明が行われた場合であっても、例えば、その数年後に行われる同一の取引において「あらかじめ」説明があったものとは認められない可能性があると考えられます。
39	金商業等府令第 117 条第 1 項第 52 号について、利益相反に係る事項の説明は、投資一任契約の締結の代理・媒介の前に「あらかじめ」行う必要がある一方で、初回契約から数年後に同一の取引を行うにあたって「あらかじめ」説明を行っている状態にするためには、例えば取引の有無にかかわらず年 1 回は説明をすることで足りるか。	
40	金商業等府令第 117 条第 1 項第 51 号及び第 52 号並びに第 275 条第 1 項第 34 号から第 36 号までの規定により、これらの規定に掲げる事項を説明しないで当該規定に規定する行為を行うことが禁止されているところ、顧客が特定投資家である場合を除いて適用除外となる要件は規定されていないことから、例えば金商法第 37 条の 3 第 2 項ただし書の規定に基づき同項の規定による説明を要しない場合の一つとして規定される「説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明があった場合」の様に、当該顧客から説明を要しない旨の意思の表明があった場合にあっては、説明しなければならないと理解してよいか。	ご理解のとおりです。
41	金商法第 37 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する内閣府令で定めるもの（契約締結前交付書面に記載する顧客が支払うべき対価に関する事項）は、「…金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法…及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。」と規定されている。 これに鑑み、金商業等府令第 117 条第 1 項第 51 号イ及び第 52 号イ並びに第 275 条第 1 項第 34 号	ご指摘を踏まえ、上限額や割合の上限の記載が許容されるよう規定を修正いたしました。

	イ、第 35 号イ及び第 36 号イに規定する「顧客以外の者から受領する金銭の額又はその計算方法」について、顧客以外の者から受領する金銭の額の上限額が含まれると解して差し支えないか。仮に含まれない場合には、これに含めるよう規定を修正することについてご検討いただきたい。	
42	金商業等府令第 117 条第 1 項第 51 号イ及び第 52 号イ並びに第 275 条第 1 項第 34 号イ、第 35 号イ及び第 36 号イに規定する「顧客以外の者から受領する金銭の額又はその計算方法」について、例えば、登録金融機関又は金融商品仲介業者が所属金融商品取引業者等との間で収益分配の比率を定めている場合にあっては、その計算方法（例えば収益の 50%を所属金融商品取引業者等から受領する旨）を説明すればよいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、登録金融機関や金融商品仲介業者と所属金融商品取引業者等との間で収益を分配する取り決めがされている場合には、「計算方法」としてご質問のような内容を説明することが考えられます。
43	非対面ネット系の金融商品取引業者等が投資一任契約締結の代理又は媒介を行う場合、又は非対面ネット系の金融商品仲介業者が投資一任契約締結の媒介を行う場合、金商業等府令第 117 条第 1 項第 52 号に定める事項は、画面に分かりやすく表示して顧客の閲覧に付すことで説明義務は充足するとの理解で良いか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、顧客がその表示された説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨を確認すること等が考えられます。
44	仲介業者が当社から受取る手数料は、仲介行為毎に計算されたものではなく、当社が実際に得た仲介行為にかかる収入の月次合計額に一定の按分率を乗じた額を、仲介業者は受取ります。この場合に使用する按分率は、収入の合計額により異なりますので、仲介行為毎に仲介業者が得る手数料額及びその計算式を、当該仲介行為の時点で表示することは不可能であります。このような場合、便宜上、例えば、昨年 1 年間に実際に使用した按分率の平均値を使用して計算した額を表示すること等は可能でしょうか。	金融商品仲介行為に基づく収益の多寡に応じて按分率が段階的に変動する場合は、当該按分率の上限を説明することが考えられます。 なお、顧客本位の業務運営の観点からは、一定の収益ごとに按分率を設ける場合における各按分率をそれぞれ説明することも考えられます。
	○金融サービス仲介業者等に関する内閣府令関係	
45	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第 111 条第 1 項第 27 号について、本件対応の方法として、仲介を受けた顧客が投資一任契約の相手方金融機関から交付される契約締結前交付書面において、本条項にて必要となる説明事項を記載す	今般の改正の対象となる金融サービス仲介行為を行う場合には「あらかじめ」説明を行うことが必要になるため、当該金融サービス仲介行為の後に交付する書面を用いて説明を行うことは想定しておりません。

	ることにより、当条項の要請を満たすと理解して よいか。	なお、「投資一任契約の締結の媒介を行う行為」 の該当性については個別事例ごとに実態に即し て実質的に判断されるべきものと考えられます。
	○金商業者指針関係	
46	金商業者指針Ⅳ－３－１－２(13)②において、 「金商業等府令第 83 条第 1 項第 9 号イに規定す る「理論価格」を算定する具体的な方法は問わな い」と記載されていることから、当該理論価格の 算定主体についても問わない（例えば、組成会社 から提供を受けた理論価格を情報提供すること も妨げられない）と理解してよいか。	ご指摘のとおり、今般の改正では理論価格を算 定する主体について限定しておりません。もっと も、販売会社が「金融商品取引業者等」（金商法第 37 条の 3 第 1 項）として契約締結前の情報提供義 務を負う場合には、組成会社が算定した理論価格 を契約締結前交付書面に記載していることのみ をもって、販売会社が同書面の記載内容に関する 責任を負わなくなるものではないことにご留意 いただく必要があります。
47	金商業者指針Ⅳ－３－１－２(13)②について、 理論価格をレンジで記載（幅をもたせた記載）す ることは許容されると理解してよいか。	適切な仮定を置くことで理論価格を一意に定 めることができるのであれば、理論価格について 幅をもたせた記載とする必要はないと考えられ ますので、原則として理論価格について幅をもた せた記載とすることは許容されないと考えられ ます。
48	金商業者指針Ⅳ－３－１－２(13)②について、 「発行体の市場における金利又はスプレッドと 実際に発行する際に用いられた金利又はスプレ ッドとの差を含むものとする。」とされているが、 当社ではストレート債等の起債は行っていない ため、当社が発行体となって仕組債を発行するに 際しては、「社内資金調達スプレッド（当社がコー ル市場で資金調達を行う際の金利）」を「発行体の 市場における金利又はスプレッド」とみなして理 論価格の算定を行っても差し支えないと理解し てよいか。	ご質問のような場合には、ご質問の方法で理論 価格を算定することも妨げられないと考えられ ます。
49	金商業者指針Ⅳ－３－１－２(13)④について、 投資信託受益証券の発行者と金融商品取引業者 が同じ金融グループに属する兄弟会社であり直 接の資本関係がない場合には、資本関係について 記載する必要はないと理解してよいか。	投資信託受益証券の発行者が金融商品取引業 者の親法人等（金商業等府令第 1 条第 3 項第 14 号）、子法人等（金商業等府令第 1 条第 3 項第 16 号）又は関係外国法人等（金商業等府令第 126 条 第 3 号）に該当するときには、「資本関係」がある 場合に該当すると考えられます。
50	金商業者指針Ⅳ－３－１－２(13)⑤において、 「合理的と認められる一定の時点において役職 員が兼職している場合に、人的関係がある旨を提 供する。」と記載されているところ、具体的にはど	「人的関係」がある場合には、例えば、特定の 時点における役職員の兼職等の状況に係る情報 提供を行うことが考えられます。

	のような内容が顧客に対して提供されることを想定しているか。	
51	金商業者指針Ⅳ－３－１－２(13)⑤において、「合理的と認められる一定の時点において役職員が兼職している場合に、人的関係がある旨を提供する。」と記載されているところ、役職員が出向している場合はこれに該当しないと理解してよいか。	ご指摘を踏まえ、出向の概念を含むものとする趣旨で「兼職等」と修正いたしました。